

論説

嘉永四年（一八五二）旗本天野氏上方知行所村々 江戸直訴一件について

富善 一敏

はじめに

筆者は、勤務先である東京大学経済学部資料室で所蔵する山城国相楽郡西法花野村浅田家文書の研究を長年行ってきた南山城研究会に所属し、京都府精華町・木津川市など近隣地域の史料調査を行ってきた。本稿ではその成果の一環として、嘉永四年（一八五二）に起こった旗本天野氏上方知行所村々江戸直訴一件について検討する。

本一件は、上方代官見習山城国相楽郡祝園村森嶋徳三郎及び父清右衛門、同郡菱田村庄屋喜助、同国綴喜郡大住村北株庄屋彦兵衛、祝園村組頭と、割元大住村東株庄屋五郎右衛門、大住村東株役人、同国乙訓郡下久世村役人、祝園村庄屋喜右衛門・年寄平三郎との間で争われた。本一件については、山城国相楽郡祝園村森島國男家文書¹中に質量共に膨大な関係史料があるが、後述するようにこれまでほとんど取り上げられていない。そこで本稿では、当一件の経過を素描し事実関係を確定することを課題とする。

まず、森島家文書を利用した先行研究について述べたい。島津良子「幕末期旗本家の女性たち―天野家の主君押込め事件を通して―」²

は、嘉永七年（一八五四）に起きた旗本天野弥五右衛門昌まさより凭の当主交代（押込）事件について、「奥」に暮らす女性の視点から、森島家文書中の江戸屋敷からの「到来状」及び旗本娘の書状を素材に検討し、本稿で検討する八代目清右衛門（徳三郎）を事件の実質的な計画遂行者と位置付けた。本一件については、「嘉永4（1851）年に天野家の関西領4カ村で村方騒動があり、代表者が江戸の領主家に直訴するという事件が起こっている。この時4カ村の総代として出府したのが岡本五郎右衛門である。騒動は、七代目清右衛門の代官退任と隠居という形で決着したが、引退後も七代目清右衛門は、陰の実力者であったと思われる」³と述べるにとどまっている。

田中正弘「幕末期肖像画の社会史的研究―旗本知行所上方代官の肖像画を素材として―」⁴は、慶応二（一八六六）〜三年に描かれた七代目森嶋清右衛門夫妻の肖像画の制作過程について、依頼主・像主・絵師・画賛の撰者の関係を詳細に検討した。また肖像画に画賛を添え、孫の清一郎（猶吉）の教育に当たった京都の儒者宮原謙蔵と祖父七代目清右衛門（清司）・八代目清右衛門（徳三郎）との交流について、肖像画付属文書と森島家文書中の「日記」を用いて明らかにしている。次に森嶋家が勤めた上方代官については、熊谷光子氏の一連の在地代官研究がある⁵。氏によると在地代官の基本的性格は、「18世紀半ば以降旗本知行所を中心に一般化する庄屋あがりの代官をいう。彼らは庄屋である間は百姓であったが、代官取立ての段階で苗字帯刀が許され、あわせて人別も本人のみ別帳となる。その際百姓としての家督は後継者に譲り、畿内近国に居住するためには、京都や大坂の町奉

行所に届け出て「登録・免許」される必要があるであった。つまり彼らの取立ては本人のみ一代限りのものであったが、代官となった後は、知行所支配の体現者として畿内町奉行所や他知行所との意思疎通の結節点となっていた⁶。というものである。近世後期の在地代官は、「収納方」（知行所物成引請体制下での年貢徴収事務。免定発給、知行所への資金調達、郷借証文への奥印、勘定目録の作成）、「郷中政道」（公事・願事の処理）、「公用勤向」（大坂町奉行所との関係）を任務としていた⁷。また代官と家については、「一門を形成していようとまいいと、農業経営を基盤とする家が在地代官を選択する場合の根本にはあり、家をどう発展させていくかという視点で代官登用を捉えることはあっても、代官登用＝身分上昇を目標と定め、家をそのための踏み台とする発想は希薄であったといつてよい」と指摘している⁸。本稿も熊谷氏の研究に学びつつ、森嶋家の上方代官としての性格を検討する素材を提示したい。

ここで、本稿で検討する森嶋家について述べておく。森嶋家は祝園村（現京都府相楽郡精華町）に居住し、寛延三年（一七五〇）以降旗本天野氏（知行高二七三〇石余、分家大原氏は祝園村に三百石を知行）の上方代官を五代にわたり勤め、当主は代々清右衛門を襲名した⁹。享保十四年（一七二九）における上方各村の知行高は、山城国相楽郡祝園村三八五石六斗（村高一四三五石六斗）、同郡菱田村一七石二斗二升三合（八五八石一升八合）、同国綴喜郡大住村（東・南・北の三株に分かれる）六四八石四斗三升九合（一六三二石五斗五升）、同国乙訓郡下久世村三六八石五升（八百石三斗一升一合）であり、旗本領・

幕府領・公家領・寺社領・淀藩領など、いずれも五〜七給の相給村落であった（【表】及び【図】参照）。旗本天野氏は他にも、関東に武蔵国榛沢郡戸森村（知行高五三五石）、上野国新田郡出塚村（三四三石二斗）、同国邑楽郡下中森村（不詳）に知行地を持っていた。

【表】 旗本天野氏知行所4ヶ村の相給状況（幕末期）

村名	支配	知行高(石)
相楽郡祝園村	岩槻藩領分	300
	天野誉之丞知行	385.6
	大岡治右衛門知行	300
	大原銀之助知行	300
	大岡鉞次郎知行	100
相楽郡菱田村	林大学頭知行	50
	御料	456.6044
	御除料	150.9946
	小堀数馬支配	2.805
綴喜郡大住村	天野誉之丞知行	17.223
	大徳寺領	231.191
	曇華院領	624.075
	三宝院領	218.115
	淀藩領分	13.628
乙訓郡下久世村	天野誉之丞知行	674.2256
	醍醐寺領	290
	岩倉家領	7.973
	千種家領	80
	三典侍局知行	20
	小堀数馬支配	119.367
	天野誉之丞知行	368.05
金蔵寺領	108.581	
善峯寺領	96.34	

木村礎校訂『旧高旧領取調帳 近畿編』（東京堂出版、1995年）より作成

また森嶋家の経営データとして、嘉永三年宛米（收穫量）高一石六斗七升三合¹⁰、同年大晦日有高銀五三貫八七一匁¹¹をあげておく。なお本一件当時の家族は、当主森嶋徳三郎（二五才）、父森嶋清右衛門（五九才、綴喜郡松井村安倉家より入夫）、悻猶吉（二才）、母つき（五七才）であり、親戚として伏見の坪井一右衛門（父の弟）、山本村庄屋川井弥右衛門（母の義理の弟）、相楽郡神童寺村一乗院縁付森井勇次（姉ちかの夫）、後藤淡路（音次郎、一五才、

南都大勸進後藤氏（養子）がいた¹²。

一 一件の前提

ここでは当一件の前提について述べる¹³。弘化二年（一八四五）五月、当時一八才の森嶋徳三郎は、割元の大住村岡本五郎右衛門（當時四七才）¹⁴、下久世村木村吉右衛門と共に江戸へ出府し、代官見習役に就任した。次の史料はその際の領主天野氏用人の申付書及び関係者への達書である。

【史料1】

森嶋徳三郎

其方家柄之儀者は迄も代々御代官役茂相勤罷在、猶亦祖父清右衛門勤功茂有之候間、若年二者候得共格別之以 思召此度御代官役見習勤被 仰付候、依之右為御役料玄米三石被下置、猶御扶持方壱人扶持被下置候

但席柄之儀者於江戸表者御中小姓席二被 仰付候

「弘化二年」
巳五月三日 県 犀助

金沢翁輔

達書

御代官見習

森嶋徳三郎

勤方之儀者割元五郎右衛門・吉右衛門申談事可相勤事、尤御用状面其外都而懸合向等三名を以差出可申候、未夕若年二付割元

両人勤向見習申談事、本役被 仰付候迄者右之心得ヲ以相勤可申候、乍去御代官見習被 仰付候儀故、割元五郎右衛門・吉右衛門非分之儀有之候節者、御代官見習役二者候得共其筋柄寄早速言上可仕候

一 父清右衛門義退役被 仰付候儀故其方見習此度被 仰付候、就而者父清右衛門義罷出御用向筋之儀ニ付助言致し候義者堅無之様相心得罷在候、若又右様之義等も有之候ハ、父清右衛門者不及申其方身分ニ茂急度御逃被 仰付候間、此段堅相守可申候

右之段被仰出候間可得其意候

但森嶋徳三郎席之儀者於江戸表者御中小姓席被 仰付候

巳五月三日 県 犀助

金沢翁輔

達書

割元五郎右衛門
同 右衛門

一 此度祖父清右衛門并代々御代官役相勤候勤功家柄を以、年若二者候得共此度御代官見習勤徳三郎へ被仰付候間可為承知事、尤同人見習中者其方共後見致、万事勤方之儀是迄之通相心得、見習之儀ゆへ御用筋万端可申談候、徳三郎本役不被 仰出内者、割元二而只今迄之通ニ心得可相勤候、御用状等之節者徳三郎名

前書加へ可申候、身分之儀者御代官役見習之儀故其方共筆上与
 相心得可申事、同人見習之儀者万端実意ヲ以可申談候事、猶又
 追々徳三郎儀御代官本役茂可相勤様子柄ニも見請候ハ、其方
 共兩人方其旨可申上候、同人父清右衛門義、此度徳三郎へ御代
 官見習被 仰付候就而ハ、御用筋万端之儀ニ付助言ケ間敷義不
 申出候様堅徳三郎へ被 仰付候得共、若又助言ケ間敷義も有之
 候ハ、直様其趣兩人より可申立候、此段急度申付置候
 右之通被 仰出候間可得其意候

但森嶋徳三郎於江戸表ニ御中小姓被 仰付候

巳五月三日 県 犀助

金沢翁輔

達書

御代官見習

森嶋徳三郎

実父

清右衛門

此度徳三郎儀祖父清右衛門并代々御代官勤来候家柄ヲ以、年若ニ
 者有之候得共御代官見習被 仰付候、其方儀者不埒之儀有之御代
 官被 放候身分ニ茂有之候間、悴徳三郎儀御代官見習被仰付候就
 而者、悴徳三郎へ万端御用筋之儀助言ケ間敷義申出、或徳三郎見
 習有之候得共若年之儀故其方徳三郎趣意与致し、万端助言之義与
 有之候儀者急度無之様可相心得、右様之儀有之候而者急度御逃^(巻)

も可被 仰付候、此段堅相守可申段被 仰出候、 但森嶋徳三郎
 儀席之儀者於江戸表御中小姓席被 仰付候
 右之段被 仰出候間可得其意候

巳五月三日 県 犀助

金沢翁輔

右被 仰出之趣割元五郎右衛門・吉右衛門方相達可申様申付候
 まず徳三郎に対して、森嶋家は代々上方代官役を勤めた家柄であ
 り、祖父清右衛門（六代目清斎）の勤功もあるので、若年ではあるが
 代官見習役に任じること、徳三郎の席次は江戸表では武士身分である
 中小姓席であり、役料三石と一人扶持を支給することを申し付けた。
 次に徳三郎宛の達書では、代官の勤め方については割元の五郎右衛門
 と木村吉右衛門に相談し、御用状¹⁵や諸方への交渉は徳三郎と割元
 兩名の三名が差出人となること、割元兩名の勤め向きを見習うこと、
 しかし兩名に非分があつた際には領主に報告することを述べた上、前
 代官で退役し隠居した父清右衛門の御用向きについての助言を禁じ、
 その場合には清右衛門だけでなく徳三郎も処罰すると申し渡してい
 る。

次の割元五郎右衛門・吉右衛門宛の達書では、代官見習役中は御用
 筋について徳三郎を助言し後見すること、御用状等の署名順は、徳三
 郎は見習中なので割元兩名が筆上であること、後に徳三郎が代官本役
 を勤めるまでに成長したら、その旨領主に報告すること、父清右衛門
 が徳三郎に助言をしたらすぐに報告するよう命じている。

最後の徳三郎実父清右衛門への達書では、清右衛門は不埒により代

官を罷免された身分であり¹⁶、子の徳三郎への御用向きの助言を禁
じることを重ねて命じている。これを受け清右衛門は、自分は隠居身
分を命じられたので、御用向きについて徳三郎に助言しないとの請書
を同年七月に出している。

このように、徳三郎が代官見習として勤務するに当たっては、割元
五郎右衛門・吉右衛門の後見が必要であり、上方知行所は三人が共同
で運営する体制であったこと、徳三郎の代官本役への昇格には割元両
名の推挙が必要だったこと、前代官の父清右衛門が徳三郎に助言する
ことは厳しく禁止されたことの三点を確認しておきたい。

代官見習役就任から五年後の嘉永三年（一八五〇）二月、徳三郎は
領主の機嫌伺いに独断（「私一分」）で突然出府した。次の史料は江
戸勤務を望んだ徳三郎の願書及び再願書である¹⁷。

【史料2】

乍恐書附ヲ以奉願上候

一私義去ル巳年以來厚思召ヲ以御大切之御役儀被 仰付難有仕

合ニ奉存候、然ル処此度御機嫌奉 御窺蒙御目見難有仕合ニ可

奉存候、且又私義御府内之儀も不案内之儀ニ付、乍恐五ヶ月程

も逗留奉願、御府内并御屋敷向御勤役向等も見覚申度兼々心願

ニ御座候間、何卒此度之折ヲ以逗留被 仰付被 下置候ハ、難

有仕合ニ奉存候、遠路之儀ニ而御用向無御座候而者乍恐出府仕

候儀難相成与奉存候間、何分願之通御聞濟被 下置候上者御供

并何御用向等ニ而茂相勤、御武家方御作法も見習申候得者帰国

已後御役向之心得ニも可相成与奉存候間、格別之御仁恵ヲ以

御容許被為 成下候得者難有仕合ニ可奉存候、此後御取成ヲ以
願之通被 仰付被 下置候様偏ニ奉願上度候、以上

嘉永三戌年三月

森嶋徳三郎印

白井翁輔様

岡沢鍵吉様

十九日 御前御達被 仰付候事

乍恐書附ヲ以奉願上候

一此度私一分ニ而出府御機嫌奉御窺難有仕合ニ奉存候、其後とて
厚蒙御取扱候段難有奉存候、然ル処先日願書ヲ以五ヶ月程も逗
留被 仰付、御家中御同様ニ被成下度段奉願上候処、厚御沙汰
之筋も有之、来月中旬頃迄ハ逗留致所々見物等も可致候迄罷在
候様蒙 御厚配冥加至極、如何計難有仕合ニ可奉存候、然レト
モ愚身之私ニ而何卒御屋敷御勤向等見覚申度兼々懇望ニ御座
候得共、遠路之儀故御用向無御座候而者出府も難相叶、幸ひ出
府仕候折柄ニ御座候間、何分御取立与思召被 成下候而暫御屋
敷ニ被置被成下度、勿論御屋敷御勤向御作法等も見習候得者、
帰国已後愚身者不及申上、御知行所御締向之御為ニも相成可申
哉与乍恐奉存候、猶又四ヶ村之儀者割元役五郎右衛門罷居候
故、御雑用金并外御用辻も差支ニ不相成候様仕、是方も情々御
為方通達可仕候間、此段分而奉願上候、且又御屋敷勤役被 仰
付候上者御養計被下置候ハ、難有奉存候、尤上方ニ而頂戴仕居
候御扶持給米之分帰国被 仰付候迄乍恐御上納可仕候、右体再

応御願申上不顧恐候儀ニ御座候得共兼而之心願ニ御座候間、何卒御賢察被成下格別之御憐愍ヲ以御容許被為成下候得者千万難有仕合ニ奉存候、此段御取成ヲ以願之通被 仰付被 成下候様偏ニ奉願上候、以上

嘉永三戌年三月廿八日

森嶋徳三郎印

白井翁輔様

岡沢鍵吉様

森嶋徳三郎

此度御引移御祝儀并御機嫌為伺出府候段一段之儀候、熨斗目席被仰付熨斗目被下之、帰村被 仰付候

四月四日

この二点の史料から、徳三郎が江戸屋敷での勤務を家中同様に習得するため五ヶ月間の江戸滞在願を出したこと、領主天野氏は、願いは却下したが一ヶ月弱滞在し江戸見物するよう指示したこと、しかし徳三郎は留守中の役務は割元五郎右衛門がいるので問題ないとし、帰国までの自分の扶持給米の返上を申し出て再願したが、再び却下されたことが分かる。その見返りであろうか、徳三郎は中小姓席から熨斗目席に昇進し、五月に帰国した。出府費用銀一貫一二二匁余は上方知行所四ヶ村に高割で賦課したが、翌年の江戸直訴一件ではこれが問題となる。

江戸出府中の四月、徳三郎は以下の願書を領主天野氏に出した。

【史料3】

乍恐口上書

一 五郎右衛門悴條太郎当戌廿四歳御座候間、何卒見習庄屋被仰付被成下度奉願上候

一 大住村北株彦兵衛庄屋役向之用事乍勤年寄名前ニ御座候間、庄屋与被仰付被下度奉願上候

一 同村南株甚左衛門右同様奉願上度候

右之通被 仰付被下候ハ、已前之通りと乍恐奉存候、当時五郎

右衛門兼帯ゆへ兩人共同心不和与奉存候間、右之通被 仰付候

方御取締奉存候、尤先年出願ニ罷成有之候

一 当時御收納米向・諸勘定向五郎右衛門万事引請問屋致居候、過

上銀等も差下シ多ク、私方余り差図も乍恐難被及候、右後見之

儀御免被成下置候上、是迄之通見習勤ニ而上方御取締并勤向

情々仕候得者、私一分之趣意相立御為筋ニも可相成義与乍恐奉

存候、乍去割元役ニ候得者臨時御用向等出来有之候節者熟談仕

度候、乍恐此段奉御伺候、以上

戊四月八日出ス 御手元へ上ル

(中略)

御代官見習

森嶋徳三郎

割元

五郎右衛門

御代官見習森嶋徳三郎儀五郎右衛門・吉右衛門兩人江後見致、万事勤方之義是迄之通相心得可申候儀故御用筋万端申談巳年五月

申渡候処、最早若年二茂無之追々手取候二付、御代官見習之儀有
之候得共、向後者勤向之儀者御代官相心得可相勤候、右割元五郎
右衛門御用向之節者申談可相勤候、此段徳三郎儀出府二付被 仰
付候

戊四月

この史料から、徳三郎は五郎右衛門が大住村庄屋を兼帯することによる北株年寄彦兵衛（三四才）・南株年寄甚左衛門（四三才）との不和を解消するために、悴條太郎を大住村見習庄屋に、彦兵衛・甚左衛門兩人を庄屋にすることを願ひ許可されたこと、また上方知行所の収納米向及び諸勘定向きの問屋を勤める五郎右衛門へ自分が差図できないことから、「私一分之趣意相立」ために五郎右衛門の後見免除を願ひ、もはや若年ではなく勤務も次第に習熟したとして、領主天野氏に「勤向之儀者御代官相心得」を命じられたことが分かる。代官見習の身分は変わらなかったが、弘化二年代官見習役就任時の割元兩人との共同運営から¹⁸、割元五郎右衛門の後見を脱し、年貢収納をはじめとする知行所の実務を自分（＝森嶋家）のみで担うことに変わったのである。なお徳三郎は帰国後の五月二五日に、京都町奉行所に代官交代を正式に報告している¹⁹。

一方五郎右衛門は、前年嘉永二年分の過上銀²⁰上納の遅延について、六月に以下の詫び書を出している。

【史料4】

乍恐以書附御託奉願上候

御直書頂戴難有奉拝見候処、去ル西暮御勘定表過上銀之儀当月

中不殘御上納可致様被為仰付、御上様二茂御混雜二付御物入等
之儀も出来有之候間、御用金茂可被為 仰付之処御免被下、四ヶ
村引方無之皆上納可致様御憐愍ヲ以被為仰付候段難有仕合奉存
候、然ル上者過上銀正月中二者不殘御上納可仕本意之処、追々二
御上納仕候得共殘金之儀者乍延引三月五日御定式仕出し二者御
勘定本帳奉差上度、其節御上納与相心得居、尤森嶋様出府被成候
儀二月廿六日二御咄被下同廿八日早天方御出京、誠二大急之御事
故殘金之内金五拾兩御上納仕置、御勘定取調之儀者御帰国之上与
御相談仕、夫故大延引と相成候之処、此度 御書を以是迄過上銀
延引致候段私欲横領ニも相聞候様ニ相成候間、心得方儀徳三郎様
帰村次第別紙ヲ以否哉返答可申上様被 仰聞奉恐入候、早速御答
可奉申上本意御座候得共、其頃私義病氣ニ而引籠居、其上愚妻義
病死仕候ニ付延引ニ相成候段御免可被成下候、仮令森嶋様御出府
中二而茂殘金取調可奉差上筈之処、前文奉申上候通ニ而差扣延引
仕候儀者全私義心得違致居一言之申訳無御座重々奉恐入候、此度
之儀者御用捨可被為 成下候様奉願上候、已来急度相改、御太切
之御上納延引ニ相成不申様相心得精勤仕候間、何卒御憐愍ヲ以御
許容被為 成下候様宜鋪御執成奉願上候、右願之通御聞濟被為
成下候半々難有仕合奉存候、以上

城州大住村

割元

嘉永三戌年六月日

五郎右衛門印

岡沢鍵吉様

五郎右衛門は、徳三郎の急な出府等により過上銀残額の上納が遅れたこと、勘定の取り調べと本勘定帳の作成は徳三郎の帰国を待って行うつもりだったと述べた。しかし過上銀の上納延引は「私欲横領」であると領主天野氏の直書で咎められ、自分の病気や妻の病死をあげ弁解しつつも「全私義心得違致居一言之申訳無御座」と領主人に詫び状を提出せざるをえなかったのである。以後徳三郎は五郎右衛門の後見（＝協力）なしに上方知行所四ヶ村の年貢収納を行うが、数年来解決しない祝園村村方騒動²¹など、その知行所運営は不安定なものであった。

二 上方知行所三ヶ村の江戸直訴

嘉永三年秋の大住村歛下段免一条²²や、下久世村凶作拝借米一条²³をめぐり、徳三郎と知行所村々及び五郎右衛門との対立が深まっていた。

江戸直訴の風説を聞き込んだ徳三郎は、嘉永三年一月二二日から二五日にかけて関係者十数名を自宅に召喚し、尋問の上請書を取った。割元五郎右衛門は、「此度当御知行所之内三ヶ村何等之筋ニ而歟御直訴申上度段夫々打寄連印致候儀、私共承知之事歟御尋被成下、此儀一切存不申義ニ候」と、直訴の件は一切知らないと述べた。五郎右衛門の子で庄屋見習の條太郎は、一月二七日北野天満宮に参詣した際、下久世村喜市・与四郎と雑談中に「当年御下ケ米・拝借米等外並方格別下久世村割合悪鋪末々迄難渋仕候、何卒此段 御地頭様江御直訴仕度杯其外色々申聞候得共」と、下久世村の不作手当が低く難渋してい

るので、領主天野氏に直訴したいとの話を聞いたが、取り留めのないことであり時間になったので別れたと答えた。

しかしながらこれに対し、以前から森嶋家に入入りしていた下久世村百姓庄治郎は、尋問の時に言い残したこととして、徳三郎に「参会之時利八申様、此度仕方立之儀者祝園村・大住村・下久世村庄屋中一統江申合、大住庄屋彦兵衛殿并ニ菱田庄屋喜助不付合ニ申立候へ者切落シ之仕組也、此後江戸表へ罷下り御地頭様江願書差上、相別らす候者大公儀江罷出願上候者工事相分り、代官役五郎右衛門殿ト申立、五郎右衛門殿申様、拙者代官役受取候者下久世村難渋之百姓故格別之取計ト被申候」と報告した。百姓参会の際百姓惣代利八が言うには、今回の計画は、祝園・大住・下久世各村の庄屋が申し合わせ、大住村北株庄屋彦兵衛と菱田村庄屋喜助を忌避し、江戸へ行き領主に訴える。却下されれば幕府へ願い出て、代官役は徳三郎ではなく五郎右衛門と申し立てる。それに対し五郎右衛門は、自分が代官になったら下久世村を優遇すると発言したという。徳三郎に同調する彦兵衛・喜助を排除し、訴願を幕府の審理に持ち込んで、上方代官役の徳三郎から五郎右衛門への交代を目指す戦略であった。

徳三郎は一月二五日に、召喚に応じない祝園村庄屋喜右衛門（天保一年（一八四〇）より庄屋役）から庄屋権限を剥奪し、蔵米を封印し株諸帳面を組頭預かりとした²⁴。一方五郎右衛門は、京都町奉行所から銀三貫目の借用を願う一方、老衰を理由に庄屋役及び割元役の辞職を願った。大住村北株庄屋彦兵衛からは、近年の五郎右衛門の富裕は領主への上納金を掠め取ったものであり、段免斗増を代官の不

取計とし、以前の通り御勘定向元を勤めたく願書を作成して江戸参府を企てているとの告発があった。この時点で、徳三郎は争論の眞の相手が割元五郎右衛門だと認識したと思われる。

翌嘉永四年正月八日、祝園村庄屋喜右衛門・年寄平三郎、大住村庄屋見習條太郎（二五才）・東株年寄佐兵衛（三三才）・百姓惣代太兵衛（五十才）、下久世村年寄与四郎・百姓惣代利八の七名が、天野氏江戸屋敷へ直訴を行った。領主天野氏用人の市川藤兵衛は、徳三郎に断りなく越訴をしたとして、訴状を一覧の上差し戻した。領主天野氏に提出された訴状を次に掲げる。

【史料5】²⁾

乍恐御願奉申上候

山城国相楽郡祝園村并同州綴喜郡大住村并同州乙訓郡
下久世村之内当御知行所村々之御百姓謹而御愁訴奉申
上候

一 御地頭様以 御憐愍御領分永々住居仕候御百姓、厚依 御慈悲
妻子ニ至まで無恙撫育仕候儀、冥加至極一統難有仕合奉存候事
一 此度御領分御百姓乍恐御愁訴奉申上候ニ付、重立候もの共為名
代罷出御願奉申上候、多人數之儀奉権門ヲ憚、乍恐私共為名代
罷出御願奉申上候、巨細御聞懸被為成下候者莫大之 御高恩与
御百姓一統小前末々之者ハ不及申私共冥加至極、右之条々荒増
以 願書奉申上、猶委敷之儀者ケ条書老冊差添奉入 御覽候事
一 当 御知行所城州綴喜郡大住村之内庄屋彦兵衛、同州同郡菱田
村庄屋喜助両人之者儀、祝園村御住居御代官森嶋徳三郎様江御

願可申上候筈之処、御同人様并御親父清右衛門様奉始彼是申立候御儀茂御座候間、御願之次第御聞請迄茂不被為下候節者、小前末々之者之儀我察之御願立等奉申上騒々敷相成候而者、村役之者ハ不及申重立候者共迄奉恐入候ニ付、不奉蒙 御差図ヲ茂為質素以名代御願奉申上候、先年徳三郎様御親父清右衛門様御代官役被為成 御免候ニ付、大住村庄屋五郎右衛門・下久世村庄屋吉右衛門兩人割元役被 仰付、其後徳三郎様御代官役見習被 仰付候処、割元役兩人之衆御為筋之儀者不及申上候ニ村々儀心頭を尽被及取扱候儀、全 御上様御恩沢与小前末々迄難有一同帰伏仕罷在候、然ル処吉右衛門死去仕當時五郎右衛門老人之儀ニ御座候処、此度徳三郎様御出府之所御代官御本役被為仰付、村々御取仕置利ニ茂相成可宜与一同難有奉存罷在候処、御帰村後西村庄屋彦兵衛・菱田村庄屋喜助等御先手ニ被置、右兩人不筋之取扱仕、尚又先年御父清右衛門様御代官役被為成御免、其後徳三郎様御代官御見習役被為 仰付候砌、割元役兩人方村々庄屋・年寄・御百姓惣代之者被召呼被 仰渡候二者、此度 御地頭様依 御思召祝園村森嶋徳三郎へ御代官見習被為 仰付候間其旨可心得、尚又見習役被為 仰付候而者父清右衛門不寄何事相携差構候事不相成候旨嚴敷被 仰付候、右之趣江戸表方以 御用状被 仰出候間、村々御百姓小前末々迄被洩様可申付旨被 仰渡候ニ付奉畏、村々一統江披露仕候処、是迄御自分御用筋等ニも徳三郎様御代官御見習之御威光ヲ以京都伏見表御出張村役人等御呼立、猶又当年御本役被仰付候後者

専御後見御同様之御取扱、先年被仰出候趣ニ茂相振レ、尚又是
 迄年々於村方ニ茂不宜御所行而已、乍恐 御地頭様 御称号ニ
 茂掛り候儀ニ而、御相給者不及申 御地頭迄村方一同小前
 末々ニ至迄外分至極与歎ケ敷申暮候、別而此節彦兵衛・喜助等
 御同服之上、村々方上納仕候御収納払米代銀等迄勝手儘之取計、
 此上村々庄屋・年寄追々被指替候趣、自然彦兵衛・喜助馴合我
 儘ニ諸事取計可申、然ル上者御為筋者勿論御取箇御損毛ニ茂拘
 り、村方末々まで凌方等無覺束、朝夕寝喰ヲ忘れ御百姓出情之
 妨与不得止事巨細ケ条書ヲ以乍恐奉申上候、厚御慈恵被為在候
 上、何卒先年方割元役兩人相初候三通御為筋第一御年貢米御上
 納等之儀者不及申上、不寄何事嚴重ニ立戻混乱不仕候様厚 御
 賢慮ヲ以御調被為成下候得者、無此上重畳難有仕合可奉存候、
 全 御領内末々之者共迄穩ニ野業出情仕度心底方不顧恐、以
 御目鏡被為 仰付置候御代官様并御親父様等迄之儀、不敬成私
 共身分 御愁訴奉申上候段重々奉恐入候得共、何卒是迄之通ニ
 嚴重御政道ニ立戻、御領法不相欠村中静謐ニ相治り候様 御裁
 許被為 成下候者、子々孫々迄 御慈愛亡布不仕、永久御百姓
 出情之基ひと難有奉存候、右之次第御領内村々御百姓小前末々
 二至迄乍恐以名代奉歎願候段相違無御座候、此段厚御執成之上
 御許容被成下候者、 御領内老若男女ニ至迄冥加相叶無此上難
 有仕合奉存候、以上

当御知行所

嘉永三庚戌年十二月

山城国相楽郡

祝園村

庄屋

喜右衛門印

年寄

平三郎印

百姓惣代

市治郎印

大住邸

庄屋

甚左衛門

見習庄屋

條太郎印

年寄

平九郎

同

佐兵衛印

同

七郎兵衛印

百姓惣代

孫兵衛

同

太兵衛印

下久世村

御地頭様

御役所

庄屋
太左衛門印
年寄
喜市印
同
与兵衛印
頭百姓
利八印
同
佐兵衛印
右連印之者共為名代
祝園村
庄屋
喜右衛門印
大住村
百姓惣代
太兵衛印
下久世村
年寄与兵衛代
悴
与四郎印

この史料は、森嶋徳三郎の手先となり役向きで不筋の取り扱いをする大住村庄屋彦兵衛と菱田村庄屋喜助（五九才）、弘化二年の徳三郎代官見習役就任の際の仰せ渡しに違反し後見同様の振る舞いをする森嶋清右衛門の行動を批判し、領主天野氏の称号及び知行所村々の外聞にかかわるとして裁許を求めたものである。

この訴状には、一万九千字を越える長文のケ条書²⁶が付属し、徳三郎の知行所運営及び父清右衛門の公私混同した金融活動に対する知行所村々の反感が述べられている。ここでは前述した江戸出府入用についてのみ述べる。徳三郎は、当年春の自身の江戸出府は「御領分中村々江無披露、前々日割元五郎右衛門方江御出其旨御演舌、勿論此度出府之儀者自分伺御機嫌罷出候儀ニ而御座候間村方江も披露不申」の自分で支出すると、割元五郎右衛門を通して村々に通達したにもかかわらず、村々は徳三郎が「此度村々御高石ニ銀八分懸、此銀合老貫百廿匁御出府御入用御取立ニ御座候」であるのは「下方不伏」であるとした。この願書及びケ条書の写しは、正月二五日付の領主天野氏の直書で内々に徳三郎に送られている²⁷。

これに対し徳三郎はケ条書に全面的に反論し、直訴は四ヶ村小前一体の願ではないとし、自らの江戸屋敷直勤を願う返答書を準備していたが²⁸、領主天野氏に提出されたかどうかは不明である。なおこのケ条書を見た分知大原家用人下司嘉兵衛は、嘉永四年正月二八日付で森嶋徳三郎に宛てた書状の中で「右之者共差出候願書并ケ条書共内々致披見候処、何も是と申廉立候義も無之、右ケ条之趣ハ随分申開も出来可申と存候」と、ケ条書の内容は大したことなく充分に申し開き

ができるが、「可相成義ならハ其地ニ而和睦之義致度ものニ候」と述べ、在地での示談を勧めている²⁹⁰。

徳三郎は二月八日用人市川藤兵衛へ、「右様御直訴ニ多人数出府仕候儀、対 御上様江重々奉恐入候、依之此上右一条御下知被為下候節迄私差扣慎之義仕度奉存候」と、領主の下知までの謹慎及び、「愚父差出筋言ケ間敷義不相成候様被 仰付急度相心得、御用談等之義決而不仕候得共、何分間狭暮居候ニ付、閑居之身分ニ候得者世間々差図致候様被見請候而者、此度一条之義不抱甚迷惑ニ奉存、殊ニ対 御上様奉恐入候間、此度髪をろし候而別隠居為致度奉存候」と、自分へ差図をしたと疑われた父清右衛門の剃髪及び別宅での隠居を願った。しかし三月三日に届いた領主天野氏の直書は、「対役儀慎之儀者尤ニ候得共、先不及其儀」と、その必要はないとの回答であった。徳三郎は髪を月代に整え、即日礼状を出している。

また徳三郎は二月一三日付の用人市川藤兵衛宛の御用状で、「其方御代官見習役相勤候身分として御役勤怠依有之、此度直訴之企失人氣之致方重々心得違被 思召、依之恚ケ月慎被為 仰付」と、自らの一ヶ月間の謹慎を願った。その一方で、五郎右衛門に対しては「其方割元御役勤之身分として、村々小前之村役共此度直訴之企之儀一円存知不仕由、依為 御役勤之落度割元役并御扶持方、苗字帯刀御取上之上、三十日禁足慎被為 仰付」と、割元役罷免、扶持及び苗字帯刀の取り上げと禁足三十日、江戸直訴を行った七名と下久世村庄屋太左衛門・年寄喜市の九名に「其方共銘々夫々御役勤之身分として御上納御取立差置、御役ニ不抱義を抜掛ニ而、不顧其時節御直訴申上候段重々

不届被 思召、依之急度被 仰付方も可有之なれ共、以 御慈悲銘々御役御取上之上、五十日他参留被 仰付」と、役儀罷免及び他所外出禁止五十日、願書に連署した大住村南株庄屋甚左衛門ほか四名には「其方共此度連名ヲ以御直訴申上候人数ニ加り、村方混乱為致候段重々不届被 思召、依之御役御取上被 仰付」と役儀罷免の処分を提案している³⁰⁰。自分より相手方に重い処罰を意図したことは明白である。その後も、領主役人の上方下向による裁許と五郎右衛門の吟味を繰り返し願っている。

翌月の三月二四日に五郎右衛門より、願人が再び出府し歎願の動きがあり、添状を差し出さず願書を返却したが、讒言者のため徳三郎が自分へ疑心があるので面会は控えるとの手紙があった。これに対し徳三郎は二五日返信を送り、領主の沙汰があるまで再願は差し控えるよう願人への説得を依頼した。これに対し五郎右衛門は「乍併村々役人之内別段御入魂立被成候様子、下方ニ而者御手先ニ被遣候杯与風聞いたし候間、此上混乱致候様ニ而者御為方ニも不相成、是迄私後見申候甲斐も無之与存、乍憚昨年度々御心添申置候儀者御忘有之間敷(中略)然ニ近年其御村方不治り之根元者御親父様方事起候儀、其許様ニ者嘸御心配可有之候儀察罷在候、併上方 御知行所村々政務御糺之御身分ニ候へ者、仮親子兄弟其外縁続有之もの混乱之相手ニ候上者、嚴重之御取計無之而者村々御政道ニ相響下方帰伏仕間敷」と返答している³¹⁰。徳三郎が親しい村役人(彦兵衛・喜助)を手先に使うのは領主の御為にならず、自分が後見してきた甲斐がない。近年の知行所村々の混乱の原因は徳三郎父の清右衛門にあり、親子兄弟であっても厳しい

処分をしないと「村々御政道」に響き百姓が従わないと突き放すものであった。

再度江戸出府の風聞に接した徳三郎は、四月五日に当一件の穏便な解決を五郎右衛門に依頼したが不調に終わった。また大住村北株百姓より、姻戚五郎右衛門の意を受け庄屋彦兵衛の不帰依を申し立てた年寄七郎兵衛の退役願いが出された。八日に徳三郎は七郎兵衛を役儀差控とし、年寄仮役に孫重郎を任命している。

三月二十七日付で五郎右衛門宛に領主天野氏の用状が届き、七名の直訴者につき申達があるので徳三郎同道で江戸出府するよう召喚を受けた。これを受け四月一九日に、祝園村喜右衛門・大住村庄屋條太郎・下久世村利八の三名が再願のため江戸へ出立した。二三日に徳三郎と同行を申し出た大住村庄屋彦兵衛が、一五日には五郎右衛門と両者別々に江戸へ出立した。以後本争論は江戸表で争われることになる。

三 江戸表での吟味について

ここでは嘉永四年五月から九月までの江戸表での吟味の経過について述べる。^{3,2}

五月四日、徳三郎・彦兵衛及び供の下久世村庄二郎は江戸に着き、旅宿の神田小柳町二丁目三河屋与右衛門方に逗留した。一方五郎右衛門は八日に江戸に着き町宿に逗留し、再願の三人も別の旅宿に逗留した。徳三郎は彦兵衛を同道したことにについて領主の了承を得るが、五郎右衛門を同道しなかったこと、前述の願書・ケ条書に返答せず自ら領主の裁許を求めたことを咎められた。徳三郎は分知大原氏用人下司

嘉兵衛へ、以下に掲げる弁明書を出している。

【史料6】^{3,3}

乍恐御詫奉申上候口上書

一 当春御直訴奉申上候節願書・ケ条書共御写被為置 思召ヲ以御内々御下ケ被為 下、ケ条書之御写逸々奉拜見、早速御請御返答書可奉差上本意ニ御座候処、全心得違ニ而背御上意疎忽之儀奉言上候段今般蒙 御察当一言之申開無御座、先非後悔重々奉恐入候、就此儀如何体之御答可被為 仰付候哉与奉恐惑候間、此段幾重ニも御詫奉申上度、何卒御憐愍ヲ以御赦免被為成下候ハ、無此上深御慈悲与難有仕合可奉存候、以上

一 昨春御機嫌御伺旁私義出府仕候節諸入用御高一石ニ付銀八分掛之儀ケ条書ニ而御愁訴申上候段左ニ奉申上候、右者御知行所諸入用四ケ村割として例年十一月十七日ニ御算用可致処、五郎右衛門差支之由ニ而廿七日ニ相成、其前日ニ下久世村太左衛門・菱田村喜助自宅江罷越、右兩人申候二者明廿七日四ケ村割勘定ニ御座候間、当春御出府諸入用帳御出し被下候与申之候得共、此儀村方江相掛不申旨申切候、尚又廿八日村々庄屋・年寄共呼出し御用捨米御沙汰申聞候、其節銘々申候二者、昨日四ケ村割ニ出府入用帳面御出し無之候得共、此儀者無御遠慮御出し被下村々江相懸り可申と強而申之候間、則乍氣之毒任其意申候儀を、右ケ条書之一廉ニ申上候段奉恐入候、乍併に今村々方諸勘定尻相立不申候間、出府入用出銀之儀者相断り申候ニ付、乍恐右之次第奉言上候、以上

亥五月十二日

森嶋徳三郎印

右一札大原様へ向ケ上ル、御取次之事

徳三郎は最初の一ツ書で、江戸直訴の願書の写しを内々で下げ渡し、返答書を出すようにとの領主の上意に背き、先述した相手方の処罰案や領主人の上方下向など、「疎忽之儀奉言上候」により領主の「御察当」（咎め）を受けたことを、「先非後悔重々奉恐入候」と詫びた。

次の一ツ書では、高一石につき銀八分掛けの昨年春の出府入用について、昨年一月二七日の知行所四ヶ村割（知行所の共通経費の割合）の前日に下久世村庄屋太左衛門と菱田村庄屋喜助が自宅に来て、入用を四ヶ村割に加えるよう言ってきたが、徳三郎は自分で負担すると断った。しかし翌二八日の御用捨米申し渡しの際、村々から出府入用を負担するとの強引な申し出により、気の毒ではあるが四ヶ村割に加えた。しかし今でも村々からの諸勘定の清算が済んでいないので、出府入用の賦課は断っていると弁明している。

これを現存する勘定帳により確認しておく。嘉永三年一二月に各村から徳三郎に提出された村毎の勘定帳（横帳）では、菱田村（銀一匁二分）と祝園村（銀三百八匁四分八厘）には出府入用が賦課されているが、四ヶ村一体でまとめられ、徳三郎から領主人に提出された本勘定帳（縦帳）では削除されており、最終的には出府入用は四ヶ村に賦課されなかったことが分かる。^{3,4}

徳三郎と親しい分知大原氏の用人下司嘉兵衛は、六月八日に後藤音次郎（徳三郎弟）へ宛てた書状で、出府入用を知行所村々に賦課したのは父清右衛門の差図であり、清右衛門を祝園村から立ち退かせたい

という領主天野弥五右衛門の意向を述べ、当一件は最終的には「〇印ニ落可申と相察」と、領主への冥加金上納により解決されるとの見通しを示している。

一方、五郎右衛門は国元へ書状を出し、大住村相給両株へ彦兵衛の不帰依申し立てを依頼した。大住村では両株の寄合を経て、五月二三日付けで大住村相給三宝院領家来の深水平之進より領主天野氏役人へ、「其御知行所庄屋彦兵衛与申者、当春来村中与不突合ニ而兎角不穩旨、就而者公辺御用并村用ニ差支候間、御相給之村役共先前仕来通穩ニ談合等出来候様、其御方江御掛合被成下度旨、当御殿御領村役共申出候得共（中略）何分公用・村用ニ差支与申候而者難黙止訳ニも相聞候故、御内々拙者共心得ヲ以、各々方迄及御内談候、何分村方相治り、御相給之村役共公用・村用共仕来通り和熟談合義出来候様程能御取計ニ預り度」^{3,5}と、村内の折り合いが悪いと相給村役人から訴えのあった彦兵衛の退役を内々に求めた書状が送られたが、内政干渉であると領主天野氏・分知大原氏の怒りを買っている。六月一日に徳三郎は天野氏へ御目見えし、一二日に五郎右衛門と御屋敷の長屋へ引越した。

六月一二日夜、領主天野弥五右衛門は徳三郎・五郎右衛門を直接取り調べた。その様子を示す史料を次に掲げる。

【史料7】

御家分 用人

大殿 下司氏 森嶋氏

御前

同断 用人

若殿 市川氏 五郎右衛門

右之通六月十二日夕方御列座被為在、篝蠟燭如星、嚴重二被為仰出候ニ者、当春以来森嶋其方ヲ相手取候ケ条書之内ニ者、於其方格別落度并不取計与申程ニも無之、是迄之通役儀大切ニ可相勤旨被 仰渡候、良暫して御前被 仰出方ニ者、五郎右衛門能聞、直訴之願意自己之願ニ付、此儀取上ケ無之帰村申付候、乍併 地頭所ニて取上ケ無之程之願意ヲ公辺へ駕籠訴いたし候とも可為勝手次第候、猶又其方割元役乍相勤、右様混雜之儀取鎮可致処其儀無之、定メし同意与相見江候段奇怪也、依之同心有無返答次第急度存寄可有之与嚴重被 仰付候、五郎右衛門平伏して、乍恐此度差違候一条之儀私一切存知不申之旨奉申上候、則條太郎願人故帰村之後、右願書并ケ条書とも一見承知可有之筈之処、矢張又候此度再願人之内ニ條太郎出府之義如何相心得居候哉、其方之子ニ而者なきか、他人か又者何じや与憤怒之気色ヲ以頻被仰出候、五郎右衛門前後亡却奉恐入候、右様之儀出来候者全私欲方事発候、幸ひ出府いたし居候ニ付、五ケ年諸帳面取寄嚴重ニ取調可申付与被仰渡候、乍併其方同意ニも無之候ハ、再願之者共利解ヲ以取鎮、帰伏降参詫書為差出可申候、左候ハ、其方調方も穩便ニいたし可遣旨、格別之思召ヲ以被 仰付候、何分五郎右衛門発願人ニて、色々去冬方手段目論見ヲ附候義、同人方再願人へ降参詫書為差出候義者大不都合ニて、定メし迷惑ニ存居候哉与察入候、且又 御上様思召之儀者兎角双方穩ニ事済之上、五郎右衛門へ冥加金とし

て莫太之高金為差出度 御意之趣ニ相見へ申候、勿論表向取調候ハ、却而森嶋氏并彦兵衛へも恨ヲ請面倒相成り候故、厚思召ニ御座候事（以下略）

この史料は、徳三郎に同行した大住村北株庄屋彦兵衛が、嘉永四年六月一日付で徳三郎父清右衛門（「森嶋隠居」）及び父岩井氏に、当日の吟味の様子を報じた書状³⁶の一部である。

まず領主天野氏は徳三郎に、江戸直訴のケ条書を見たが落ち度や不当な処置はなく、これまで通り代官見習役を勤めるよう申し付けた。

一方五郎右衛門への態度は厳しい。直訴は自分の都合なので取り上げず帰村を申し付ける（不服なら願意を江戸幕府へ駕籠訴するのは勝手次第）。割元役なのに混乱を收拾せず願人に同意するのは奇怪であるとし、同心の有無を問い糾した。

これに対し五郎右衛門は、今回の一件を自分は一切知らないと答えた。領主天野氏は願人條太郎の帰村後、五郎右衛門は願書とケ条書の内容を見て承知している筈だが、再願人として條太郎が出府したのはどういふことか、（條太郎は）自分の子供であるのに（知らないはずはない）と怒り、五郎右衛門は忘れたと恐れ入るほかなかった。

そこで領主天野氏は五年間の年貢勘定関係諸帳面の取り調べと、再願人を説得し本一件を取り鎮め、「帰服降参詫書」を出すよう命じた³⁷。彦兵衛は領主天野氏の取り調べの姿勢について、五郎右衛門を本一件の「発願人」とし、一件を平穩に解決した上で、張本人の五郎右衛門から多額の冥加金を取る意向とみなしていた。

その後領主天野氏は、「其表四ケ村百性徳三郎江帰服又者不帰依之

有無相糺候様拙者へ被仰付候」³⁸と、徳三郎への帰依・不帰依調査を下司嘉兵衛へ命じた。調査の結果にかかわらず、徳三郎からも冥加金を取る目的であった。国元の父清右衛門の推測によると、知行所四ヶ村で森嶋帰依は三九軒、不帰依は六四軒という（大住村南株を除く）。

領主天野氏は五郎右衛門を一件の首謀者とみなし、わざと同人へ取り鎮めを命じることで穏便な解決を意図した。その理由は、二年前の嘉永二年に養子との関係悪化のため狭い屋敷替えを命じられ、翌三年には関東知行所の騒動で駕籠訴が起きるなど不祥事が続き、幕府を恐れたためと徳三郎は推測している。当一件でも願人が駕籠訴を起こす可能性があったが、徳三郎はその場合に備え、分知大原家へ京都二条役所への尊翰（訴訟の際の添え状）の発給と、自分を使者として上京させることを願っている³⁹。

しかし七月二二日に至り、吟味の方針が転換した。当一件を願人に取り下げさせ聞き流す、それが不可能な場合は彦兵衛を除く当事者全員を退役させるものに変わった。担当者も分知用人の下司嘉兵衛から本家人の市川藤兵衛へ変更された。形勢の変化を考慮し、徳三郎は八月一二日付けの国元への書状で次のように述べている。

【史料 8】

一此度一条穩便之御沙汰ニ付治談同様之片付不遠内出来可申与奉存候、願人者是迄之義願下ケ、五郎右衛門取治之趣ニ而埒明可申積リニ御座候、いつれ廿日迄之内濟方出来与存候、左候ハ、濟次第願人共者早々帰国可致と存候、拙者五日程跡出立、彦印も跡ニ可致心得ニ御座候、右濟方出来拙者帰村之上者、親

父様二者甚不孝之至リニ候へ共、一先京・伏見敷いつれ之土地江成共暫時出隠居被下度、左候上者内之処取極メ可仕、親類一決之積リニ御座候、隠居老人出し候事不得其意、夫婦出隠居二者当時難出来、此儀如何可然哉心痛仕居候、唯隠居対し実父ニ無之を他へ出し隠居為致候而、御役を勤めんならんか与思へ者残念ニ奉存、如何可致候而叶天理候哉、向後御役勤可致心得ニ候ハ、矢張隠居不被下候而者不穩、是二者百姓やめニして何事も拙者へ御任被下、とうで徳者取不申、然ル処親父之御氣症ニ而出隠居致し候上、何を御樂ニ被成候哉心配仕候、日々本願寺参詣者如何候哉、右之儀も一兩年之処ニ而、六十一本卦ニも相成候ハ、うら隠居住居、只今一兩年之処不孝之至リ、併右様ニして御役勤せんなんと申諺も有之間敷と下司氏も被申如何可致候哉、於拙者存寄無之候得共、家を思ひ実父を思ひ両儀ニ相叶ひ候様致度、是者難出来事、右一条乍遠慮御相談仕度、木づ・平久内談ニ而も被下、此返事相待拜見之上当地出立之心得、いんぐわ之事ニ御座候（以下略）^{（因果）}

徳三郎は父清右衛門に、本一件が内濟し自分が帰国したら、父清右衛門に京都か伏見かどの土地でも隠居してもらいたい、その上で今後の森嶋家のことを親類一同で決める。清右衛門を一人で出すのは不本意だが、夫婦での出隠居は難しいのでどうしたらよいか心痛している。清右衛門を他所へ出隠居させてでも上方代官を勤めなければならぬのが残念であり、どうしたら天理に叶うだろうか。今後も御役を

勤めるなら清右衛門に隠居してもらわないとうまいかず、何事も自分へ任せていただきたい。しかしこれは一兩年限りのことであり、六一才の（厄年が過ぎれば）自宅の裏に隠居してもらうので、親不孝の至りではあるが（辛抱してもらいたい）。森嶋家と実父清右衛門への両方を思い取り計らいたいが難しいと述べている。上方代官の職務を遂行するため、領主天野氏と知行所四ヶ村役人から不評の清右衛門を、単独で祝園村外に出隠居させるのがベターだという徳三郎の冷静な判断と、それでは親不孝になってしまうとの感情との板挟みになっている徳三郎の葛藤が表れている。

これを受け父清右衛門（五九才）は、八月二三日付の覚書で次のように記している。自分は三七年前の文化一二年（一八一五）に森嶋家に養子入りし、徳三郎の留主中には自分一人の才覚で金百四十兩二分を江戸屋敷に仕送りした。領主天野弥五右衛門・用人市川藤兵衛・分知大原家人下司嘉兵衛・大住村割元五郎右衛門・同庄屋見習條太郎・祝園村庄屋喜右衛門・下久世村百姓惣代利八の八名のうち、「誰方方清右衛門差支ニ相成り差図之方承知致度事」と、自分を疎んじる者の名前を承りたい。居宅・土蔵・隠居屋・小家・門長家・田畑・金銭は自分が支配しており、領主天野氏から拝領した品は一切ない。居屋敷の地面も相給大岡主膳正の領地であるので、徳三郎へ表向きに譲るとの取り決めはない。御役向きのことは領主の思召しに従うが、一件が収まつたら自分で剃髪し、どこへなりとも夫婦で気ままに出隠居し、誰からの差図も断るつもりであり、「真法森嶋家相続相祈」というものである。徳三郎の意向には基本的に従うが、自分の財産は領主天野氏

とは無関係であることを強調した点に、森嶋家を自分の才覚で富裕にした清右衛門の矜持が窺える⁴⁰。

八月に形勢は逆転し、徳三郎に不利となった。五郎右衛門が国元から追加送金を受け、用人市川氏を通して分知大原氏や御部屋様（瀧野、奥女中筆頭）に金銭と弁舌で取り入ったためという。これまで徳三郎側であった分家大原氏が五郎右衛門側に付き、吟味は徳三郎が相手側に詫び一札を入れる方向に転換した。徳三郎は双方退役の場合には国元に帰らず、江戸屋敷での奉公を望んだ。また徳三郎は五郎右衛門に對抗して金銭工作を意図し、国元に四、五十兩の送金を依頼したが、国元では金策に窮している。

九月に入り、徳三郎はますます不利になった。詫びを入れて自ら退役を願い出るよう分知大原氏から指示されるが（願い出ないと徳三郎退役、清右衛門所払）、五郎右衛門退役の確約がなく、自分が退役したら代わりに五郎右衛門が上方代官になるかもしれないと拒否した。徳三郎は領主天野氏と懇意の町名主平右衛門に、冥加金を出すので身分はこれまで通りとし、一同退役の上後日代官見習役に復帰したい旨領主への取りなしを依頼した。これに対し国元では九月二三日付の書状で以下のように述べている。

【史料9】 41

廿二日昼柄後藤（弟首次郎の養父）へ作吉参り、同夜四ツ時頃参り、今廿三日勇造（徳三郎姉ちかの義理の父）四ツ時頃御出、親子五人相談之事、真法之御裁許出来不申ガ物の成行、勝事止負ルガ安心、無益之金子捨ル事もいらぬ、前書申述ル通金次第之事、下司氏様

之御方ならハ万事金なし神仏之御方与承知仕居候、御公儀御役人ハ不及申 殿様方ニ而も皆々金次第なさけなき世の中ニ候

御役放ル事者心配なし、御地頭様へかし上ケ出金米之分あたり前ニ御下渡しならハ申分なし、左候ハ、森嶋家評番あしく成行眼前ニ候へ共夫ハ致方なし、只森嶋家相続之差支なし、只々物の成行与五人申合、御安心可被下候、呉々も誤一札、五郎右衛門・再願人へ向ケ誤り口上決而決而なし、誤ル分ケ者一筋もなし、仮令大原様・市川何人ニ而も誤り杯与申方ハ御頓着なし可然様与存候、誤り口上一札之事ニ落入候ハ、再願人入用金徳三郎方出金させ杯与悪人申居候風聞、仮令延引とも右之訳ケ者あくまで御承知可被下候（以下略）

親子五人で相談したところ、本一件の道理に叶った裁許ができないのは仕方がない。勝負は負けた方が安心であり、無益に金子を捨てる必要はない。代官見習役を罷免されても心配はない、領主天野氏への貸金を回収できれば申し分ない、その結果森嶋家の評判が悪くなっても仕方がない。森嶋家の相続には差し支えなく、物の成り行きでこうなった。しかし五郎右衛門と再願人への詫び一札は不要である。詫びる訳は全くないし、詫びたら再願人が徳三郎に一件費用を支払わせるとの風聞もある。たとえ徳三郎の江戸滞在が延びてもこの点は承知してもらいたい、というものである。国元森嶋家は、相手方への謝罪による徳三郎の代官見習役継続よりも、退役に伴う領主への貸金⁴²の回収と相手方の一件費用支払いの可能性という、森嶋家の経済的ダメージの回避を選択したのである。しかしながら、こうした国元の意向

が江戸の徳三郎に届かないうちに、本一件は決着を迎える。秋の年貢上納期が迫ったため、九月二二日に領主天野氏が詫び一札をあくまで拒む徳三郎を直々に説得した結果、徳三郎は次に掲げる一札を提出せざるをえなかった。

【史料 10】⁴³

一札

一 先年私儀御代官見習役被 仰付候節、割元役五郎右衛門・吉右衛門兩人并私江も父清右衛門義私役筋江助言ケ間敷儀一切不相成候趣急度被 仰出候儀も御座候処無其儀、私役筋江助言ケ間敷儀申私江泥ミ候ニ付不帰依被申立、村方為及混乱於私申訳無御座、且對御上様奉恐入候、將又居宅之儀右同人共方彼是被申立候廉も有之候間、別家居宅出来候趣ニ而御用役市川藤兵衛殿へ右両様ヲ以頼入申候処致承知候由被申聞、依之同人方へ一札差入置可申筈之処、乍恐此段其 御許様江書付ヲ以申上置候、以上

嘉永四亥年九月

森嶋徳三郎印

大原門兵衛様

御役人中様

一札

一 当春来御知行所致混乱候儀ニ付、此度貴所様へ相頼対談行届候趣之書面大原様江奉差上置候儀者私心服ニ相違無御座候、依之為念一札奉差上候、以上

嘉永四亥年九月

森嶋徳三郎印

御用役

市川藤兵衛様

乍恐口上書

一先年厚以 思召私へ御代官見習勤被 仰付候節、愚父清右衛門
御役筋助言ケ間敷義不相成候趣被 仰付急度相心得、御用談等
決而不仕候得共、何分間狭く同居ニ暮居候ニ付差図致候様被見
請候ニ付、対 御上様奉恐入候、依之別住居為致、向後急度相
慎可申候、乍恐此段為念以書付奉申上置候、以上

嘉永四亥年九月

森嶋徳三郎印

御用役

市川藤兵衛様

このように徳三郎は、今回の知行所混乱及び徳三郎不帰依の原因に、
弘化二年（一八四五）の達書で禁じられた父清右衛門の助言があった
ことを認め、清右衛門との別居を確約した一札を分知大原氏及び本家
用人市川藤兵衛に出した。これにより江戸直訴は、双方とも退役はせ
ず現状通りで決着したのである。

五郎右衛門も、以下のような一札を領主役所に出している。

【史料11】

一御知行所城州三ヶ村并祝園村庄屋喜右衛門村方之儀ニ付一同
江戸表御屋敷江直訴仕候処、御代官見習森嶋徳三郎江茂不及対
談、割元五郎右衛門江も不申聞差越願ニ付御取上無之、御一覽

之上願書ケ条書御差戻帰村被 仰付候処、又候祝園村庄屋喜右
衛門・大住村庄屋見習條太郎・下久世村百姓惣代利八再応直訴
仕候段色々奉恐入候、右私取扱被 仰付候儀ニ付、何分格別之
御慈悲ヲ以御咎之御沙汰者偏ニ御用 役奉願上候、取扱御慈悲
奉願上候上者、此儀ニ付向後 御地頭所者不及申、対 公辺江
一切願ケ間敷儀者為仕間敷候、右跡村方取極之儀者御渡御書付
之通、私者不及申御知行所四ヶ村之者共急度相守可申候、為後
日以書付奉申上候、依如件

嘉永四亥年九月

城州綴喜郡大住村

割元

五郎右衛門

御地頭所

御役所

このように、五郎右衛門は江戸直訴の願人の処罰の容赦を願うと共
に、以後は領主及び幕府に訴えさせないこと、領主から下付された御
書付（後述【史料12】）を知行所四ヶ村に守らせることの二点を地頭
所に確約したのである。

なお、徳三郎・五郎右衛門の兩人とも、冥加金として金五十両宛、
合計百両を領主に出すことになり、兩人とも年内に全額上納した。争
論の双方から冥加金を得、領主天野氏は裁定者として言わば漁夫の利
を得たといえる。

徳三郎は十月二日付の国元宛の書状で、「此方様ニ而者御上大切与
心得、昨年来勤上ル事あだと罷成馬鹿馬鹿敷事、向後百姓鼻眞ニ相成

候様可仕」と、自らの領主寄りの態度を反省し、以後は知行所百姓の利害を尊重したいと述懐している。父清右衛門も、同月一六日付で徳三郎に送った書状で、年貢米売却の入札及び江戸屋敷への定例の送金の相場を定式通り行うことが大事であり、「向後役儀無調法無之様二いたし度もの」と助言している⁴⁴。

四 一件の結末

十月三日、再願の三人は江戸を立ち帰国し、同一日には徳三郎・彦兵衛・五郎右衛門も同道で江戸を出立し、二四日に帰国した。同月、領主天野氏の掟書が徳三郎・五郎右衛門及び四ヶ村に下った。その全文を以下に掲げる。

【史料 12】⁴⁵

掟書扣

一 当亥春祝園村・大住村・下久世村百姓共致直訴候処、差越願ニ付御取上無之、右之儀此度事済ニ相成候ニ付御掟書付相渡候間、森嶋徳三郎、割元役五郎右衛門、四ヶ村庄屋・年寄・惣百姓ニ至迄急度相守可申候
定

一向後御代官見習・割元たり共、対御地頭所御年貢拘り候儀ニ付私欲横領、村々百姓迄茂迷惑ニおよひ候節者、其当人方御代官成共割元成共篤与其旨及対談、難行届筋者御代官見習候ハ、割元江其旨申聞、割元候ハ、御代官江其旨申聞、熟談難相成節者、其旨添状并其村庄屋・年寄・百姓連印之願書ヲ以可相願候、右

御規定之通相心得不申候而、差越之直訴いたし候者有之候ハ、願御取上無之急度御答被 仰付候事、此段四ヶ村庄屋・年寄・小前百姓迄急度相守可申候

一 御代官・割元相勤候者者、前条之通村々百姓とも御代官敷割元敷相手取候儀有之、其村々之者相手取候者江篤与及対談、難及対談、御代官敷割元敷之内其段村々之者より願出候ハ、理非之儀を篤与聞届、双方利解申聞熟談為致、江戸表江直訴不致様精々取計可致事、時宜ニ寄難取扱節者其段御用状ヲ以言上、御沙汰次第ニ可致事

一 御代官者不及申、割元ニ而茂御知行所村々騒立候節者私欲ニ候間常々心懸、江戸表御屋敷江差越直訴等為致候儀者、右役儀相勤御代官・割元等之不念たるへく候間、精々心附可申候

一 四ヶ村庄屋・年寄・惣百姓共、何事ニよらず御代官見習・割元役五郎右衛門江不申談差越之直訴いたし候節者、一切御取用ニ不相成候間、其旨急度相心得可申候

一 御年貢売捌方之儀者是迄之通日を定、其最寄隣村商人を寄セ石数相極、村役人立会代官於役所致入札、情々売上相成候様相働、右入札相添其旨御注進可申事

一 御知行所水旱損之節御引方之儀、御代官見習森嶋徳三郎ヲ以相願御引方被 仰付候上、又候百姓共難渋申立相願候儀も是迄有之候得共、御引方被 仰付候上者、願等森嶋徳三郎・割元役五郎右衛門ニ茂急度相心得為致間敷事、右等之儀相願候儀者決而御取上無之候間、此段四ヶ村百姓共急度相心得可申事

一 御代官・割元・庄屋・年寄・百姓共一同、御地頭所御年貢向之儀者第一二相心得可申事
右之条々御代官見習、割元、四ヶ村庄屋・年寄・惣百姓共迄急度相守可申事

天野弥五右衛門
嘉永四亥年十月 役 所

森嶋徳三郎

割元五郎右衛門
四ヶ村庄屋・年寄・百姓共

申渡

一 先々相心得候通、十月ニ至り見込いたし、十一月仮勘定帳取調、先規之通相心得差出可申候、其段江戸表方差図通取計可申事、
右ニ付過上銀之儀者極月限り江戸表江無相違差出可申候事
一 知行所水旱損之節検見之砌其村役人共立会、時宜より候得者割元役五郎右衛門外村々庄屋共召連篤与検見いたし、可成丈損毛少ニ相成候様精々執計可致事

右之趣急度相心得可申候、為其別書付を以申渡候
嘉永四亥年十月 弥五

森嶋徳三郎江

右之趣申渡候間、其方ニ茂急度心得可申事

割元役

五郎右衛門江

御請書

一 被 仰達候之趣奉畏候、帰村之上四ヶ村庄屋・年寄・惣百姓代連印之御請書申上候、以上

嘉永四亥年十月

森嶋徳三郎印

割元五郎右衛門印

市川藤兵衛様

代官見習と割元の間で、年貢関係の私欲横領により百姓が迷惑した場合の手續きの明確化（まず両者の間で示談し、交渉不調の場合は添え状の上村役人・百姓連印の願書で領主へ出願）、代官・割元の調停を経ない知行所百姓の江戸直訴は受理しないこと、百姓の江戸直訴は私欲であり、代官・割元の落ち度なので常に気を付けること、年貢売却はこれまで通り定日に近隣の商人を呼び石数を決め、村役人が立ち会い代官役所（代官の自宅）で入札させること、水旱損時の年貢減免についての百姓訴願禁止を述べている。本一件の如き知行所百姓の江戸直訴の禁止を軸に、知行所百姓の訴願、年貢米売却入札と年貢減免の際の手續きを明確に定めたものである。また別途、過上銀の年内上納、及び水旱損時の検見の際の村役人立ち会いについて、徳三郎と五郎左衛門へ申渡があり、兩人から掟書を四ヶ村に守らせる旨の請書が提出された⁴⁰。

本一件後、知行所四ヶ村の秩序維持は割元五郎右衛門、年貢収納は徳三郎と担当する役割が分けられたが、両者の関係は良好ではなく、下久世村からの年貢納入、勘定帳や宗旨帳の提出も滞った。大住村と

下久世村は独自に年貢米入札を行い、下久世村の入札結果は徳三郎ではなく割元五郎右衛門に提出された⁴⁷。この状況に耐えかねた徳三郎は、一月二十九日に江戸出府のため出発したが、一月二十五日に途中で引き返している⁴⁸。

半年後の嘉永五年五月二六日、徳三郎・五郎右衛門・彦兵衛の三名が一同に会し、本一件を振り返った「打解咄し」の際、当一件が大住村南株庄屋甚左衛門の虚言に起因することが判明し、願人一同が甚左衛門宅へ押し掛けそうになった。六月三日徳三郎は領主に無断で大住村南株庄屋甚左衛門・同年寄平九郎・同百姓惣代孫兵衛を罷免し、高諸帳面類を同村東株・北株を受け取り支配することを申し付けた⁴⁹。これにより、庄屋喜右衛門方と組頭方への分裂状態が続く祝園村を除き、知行所村々の動揺は収束に向かった。同月大住村南株を除く知行所四ヶ村は徳三郎に以下の願書を出している。

【史料 13】

乍恐奉願上候口上書

一先達而御直訴一条之儀、夫々御利解を以双方共是迄之通り穩ニ可致旨江戸表ニ而落着被 仰付、難有奉御請帰村仕候処、兎角帰村後不穩候ニ付、双方共我意強人氣相立、実々一統心痛而已仕居候、然ル処和熟相調兼候訳者、南株庄屋甚左衛門・年寄平九郎・百姓惣代孫兵衛右三人とも一味いたし、両方江深キ邪計ヲ以申欺候次第自然相頭、右ニ付此度南株三人共思召ヲ以退役被 仰付、跡取締出来候迄東・北両株立会御高帳面請取可申旨被 仰付候間、双方是迄之疑惑相去り、四ヶ村一統打寄和談

相調難有奉存候、依之南株江帳面請取ニ参り候得共相渡不申、剩強盛申募候間、四ヶ村一統人氣相立如何惑乱可相成候哉難計候間、 御上様御威光ヲ以急度被為 仰付下候様奉願上候、勿論帳面相渡不申候而者、迎も御領分穩ニ相治り候儀者毛頭無御座歎ケ敷奉存候、乍恐御賢察之上宜御執成之程奉願上候、右願之通御聞濟被為成下候ハ、向後村方穩ニ相治り難有仕合奉存候間、何卒御聞濟可被為成下候様奉願上候、以上

城州相楽郡祝園村

庄屋

嘉永五年六月

喜右衛門

年寄

平三郎

百姓惣代

利右衛門

同州同郡菱田村

庄屋

喜助

同州綴喜郡大住村

庄屋

彦兵衛

同見習

條太郎

年寄

	佐兵衛	
同	七郎兵衛	
百姓惣代	藤兵衛	
同	太兵衛	
同州乙訓郡下久世村		
庄屋	太左衛門	
年寄	喜一	
同	与兵衛	
百姓惣代	利八	
右之通相違無御座、依而加判如件		
割元	五郎右衛門印	
森嶋徳三郎様		

このように一件收拾の次第を述べた上で、帳面類を引き渡さない大住村南株を、割元五郎右衛門が奥印の上徳三郎に訴えている。六月一八日には、本一件の関係者一同が長池宿（現京都府城陽市）の松屋に

会し、和談の宴が催された⁵⁰。しかしながら領主からは甚左衛門他の退役に対し何も指示がなかったため、徳三郎は五郎右衛門・彦兵衛兩名から依頼を受け、「飛脚」として事情説明のため八月に出府したが、「はかほか出府ニ而相伺候程之儀ニ而も無之、行解不申哉之御事御利解ニ而、先ツ逗留被仰付候而、追々文通ニ而相治り候様御達し⁵¹」と、領主にとって大事ではなく、割元五郎右衛門との書状のやりとりで解決したようである。

翌嘉永六年三月晦日、徳三郎は代官本役及び御用人格に昇進し、八石三人扶持を給付された。帰国後の一月には代々の名乗りである清右衛門を襲名した（父清右衛門は清司と改名）。以後は上方知行所四ヶ村に種々の手段で多額の金を要求し続けた領主天野弥五右衛門を隠居させるべく、江戸屋敷の用人と連携し行動することになる⁵²。

結びにかえて

以上、粗雑ながら本一件について述べてきた。森嶋家の経営、とりわけ清右衛門の蓄財手腕との関連など積み残した課題も多い。ここではとりあえず、争論の当事者である五郎右衛門と徳三郎の行動についてまとめ、結びに代えたい。

まず相手方の五郎右衛門について述べる。当家は宝暦年間以降大住村東株の庄屋役を勤め、五郎右衛門自身も、前代官森嶋清右衛門の退役により、天保一年（一八四〇）以降は割元あるいは勘定向元締として、上方四ヶ村の年貢収納を担当した。上方知行所四ヶ村の年貢・諸勘定実務を掌握し、問屋役を勤めることで富裕化したのである。本

一件の江戸出府中の嘉永四年六月一三日に、父清右衛門から徳三郎に送られた書状に、「すでニ五郎右衛門取込与申ハ皆々金直違、米の売出しの合ヲかすみとり、老奴方十匁百匁老貫匁、ついニ者五郎右衛門千両も百貫匁もかすみとり候方出来」との一文がある⁵³。対立する清右衛門の推測ではあるが、五郎右衛門が在地での年貢米換金の際、米相場の違いを利用して利ざやを得た可能性が窺えるのである。

当一件で五郎右衛門と対立した大住村北株庄屋彦兵衛は、嘉永三年一二月に「当村五郎右衛門義拾七八ヶ年程以前者不如意之身分ニ御座候処、近来夥敷金子組立金高千式百両余田地買得仕、尚又別座敷并土蔵普請結構之諸道具類相求候金高凡五百両計、都合千七百両金子相拵候」と述べており、以前は金銭不如意であった五郎右衛門が、最近金千二百両で田地を購入し、家屋の造作と諸道具の購入に五百両の合計千七百両をかけたことを徳三郎に訴えた⁵⁴。今回の江戸直訴に当たっても、事前に多額の運動資金を準備していた。以上のことから、近世後期に経済的に急成長した五郎右衛門が、若年の代官見習徳三郎に対する知行所村々の不満を利用し、上方代官を四代勤めた森嶋家に代わり、地域社会でのヘゲモニーを握ろうとしたと評価しておきたい。

次に、本一件の主人公である徳三郎について述べる。徳三郎は、割元五郎右衛門の後見を脱した嘉永三年以降、天保一一年から一五年までの年貢勘定の取り込みなどの疑惑を領主天野氏にたびたび報告し、大住村鍛下年限中世話料一石五斗等その特権剥奪を願い、一部認められた⁵⁵。翌四年三月には大住村北株庄屋彦兵衛の告発を利用し、領主人に上方への出役と直訴一件の裁許、及び五郎右衛門の吟味を願

うが、再願三人、あるいは背後の五郎右衛門に先を越された。

一件終了後の嘉永五年六月以降は、五郎右衛門に知行所四ヶ村の秩序維持を委任し良好な関係を保ち、翌六年には代官本役に就任する。徳三郎は本一件当時代官見習役、二五才といまだ若年であり、江戸屋敷での勤務を通して上方代官としての成長を望む彼にとつて、本一件は格好の政治的トレーニングの機会だったのでなかろうか。一件を通して鍛えられたその手腕は、嘉永七年の領主天野弥五右衛門押込一件⁵⁶でいかに発揮されることになる。

【附記】本稿は、二〇〇八～一〇年文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)「一九世紀畿内先進農村における河川と地域経済―木津川流域を中心に―」(研究代表者慶應義塾大学教授井奥成彦)の成果の一部である。また本稿の一部を、南山城研究会・記録史料研究会・国文学研究資料館基幹研究会で報告させていただき、貴重なご指摘をいただいた。また精華町教育委員会の中川博勝氏には、史料閲覧をはじめ様々な便宜を図っていただいた。記して感謝の意を申し上げます。

¹ 精華町教育委員会編集発行『森島國男家文書目録 一』二〇〇八年三月。本文書は精華町史編さん事業中の昭和六一年(一九八五)に所在が確認され、現在精華町教育委員会が所蔵者から借用し保管している。A列(近世堅帳)・B列(近世横帳)・C列(近世一紙)・D列(別箱分及び追加分)・E列(近代文書)に分類され、総点数は二万五千点以上と見込まれ、現在目録刊行中である。

² 『ジェンダー研究』七、二〇〇四年。

- 3 前掲島津論文一三〇頁注七。
- 4 『栃木史学』一八、二〇〇四年。
- 5 「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」『日本史研究』四二八、一九九八年。「在地代官」久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁五 支配をささえる人々』、吉川弘文館、二〇〇〇年。「近世畿内の在地代官と家・村・類型化の試み」『市大日本史』四、二〇〇一年。「畿内近国旗本知行所の在地代官と「村」・地域―撰津国川辺郡下坂部村沢田家を素材に―」『歴史学研究』七五五、二〇〇一年。
- 6 『歴史学研究』論文八六頁。
- 7 『日本史研究』論文六八頁。
- 8 『市大日本史』論文六二頁。
- 9 前掲『森島國男家文書目録 一』解題二三一〜二三三頁（中川博勝氏執筆）。
- 10 嘉永三年一月「田地宛作帳」森島國男家文書B1036-1、以下同家文書は出典を略し史料番号のみを記す。
- 11 弘化二年「棚卸勘定帳」B561。
- 12 嘉永五年「諸日記」D1492。
- 13 以下二まで特に注記しない限り、史料の出典は「弘化二巳年ヨリ嘉永六丑年迄 御用諸留控 七番 天野弥五右衛門内森嶋徳三郎壽長」（B19-1）である。以下史料の引用に当たっては、原則として常用漢字を使用し、關字は一字、平出は二字、擡頭は三字空けとした。史料中の傍線は引用者が付した。
- 14 以下（才）と記した一件関係者の年齢は、嘉永三・四年の宗門人別帳（A866-3・6・8・24）中の年齢記載から推計した。
- 15 御用状は、多い年には一年に三十回近く上方代官（あるいは割元）から江戸の領主人宛に出された書状形式の文書であり、年貢納入・不作検見・村役人任免など、知行所村々の諸事についての報告書である。森島家文書中には寛延三年（一七五〇）以降幕末までの御用状の下書き及び領主から代官にきた御用状を、紐でまとめて括るか、包紙を剥がして一年毎に堅帳に綴じたものが多数残存している（前掲『森島國男家文書目録 一』解題二三三頁）。なお享和二年（一八〇二）の御用状控が、『精華町史 史料編II』（精華町、一九九二年）二〇四八頁に全文翻刻されている。
- 16 これは天保十年（一八三九）に起こり、清右衛門が敗訴した祝園神社と祝園村との社地をめぐる争論の責任を取ったものと思われる（嘉永三年一月二月「乍恐奉差上ケ条書」A772）。
- 17 徳三郎の突然の出府の背景には、領主天野氏の下谷から昌平橋への突然の屋敷替を彼が憂えたこと共に、弘化三年（一八四六）と嘉永二年（一八四九）の二度にわたり、祝園村内の今池の水使用をめぐり森嶋家と相給との争論が纏れ、森嶋家に小前百姓が押し掛け清右衛門に暴行を加え、徳三郎は知人宅に身を隠すなど危険な状況があった（前掲A772）。
- 18 割元吉右衛門は弘化二年（一八四五）十月に死亡している。
- 19 嘉永三年五月二日「覚」D1549。
- 20 知行所から領主に毎月送られる定式の送金とは別に、年貢米を在地で売却して得た江戸屋敷への仕送り銀のこと。嘉永三年には金六七五両であり、これに対し定式送金分（御雑用臨時金）は金五百七十両一分であった（嘉永三年一月「戌御収納米元金帳」A89）。
- 21 弘化三年（一八四六）から始まる名主喜右衛門・年寄平三郎と組頭五名との対立である。本一件最後の嘉永六年（一八五三）まで続き、一時は村内二分の状況になったが、最終的には年番名主制に移行した。複雑な経過を辿ったこの騒動については稿を改めて考えたい。
- 22 領主天野氏の意向を受けた徳三郎が、大住村内の砂入地を自ら見分し、曇華院・三宝院など相給領主役人へ年貢率を聞き合わせた上で新荒は四分、古荒は二分年貢を増徴した。嘉永三年一月「乍恐奉願上候口上書」C1338。
- 23 嘉永三年九月三日に起きた桂川洪水後、遠見での水押検見を提案した五郎右衛門を不審に思った徳三郎が、同月二三日に勸化人の姿に身を替え自分で直接内見したところ、下久世村役人と五郎右衛門が談合しごまかしがあったことが分かった。徳三郎は二六日に下久世村役人を呼び出し厳しく叱り付け、十月晦日の下久世村役人の拝借米五十石の願いも却下し、代わりに御下ケ米一五石を下付すると申し付けた。嘉永三年一月「乍恐奉差上ケ条書」A772及び年月日未詳「乍恐荒増返答奉差上候口上書」A804。
- 24 その際組頭から喜右衛門の子の喜惣兵衛に渡された文書受取書が残存している（戌二月二五日「覚」A776）。嘉永三年（一八五〇）の高帳、免割帳、御用捨割方帳、米小割附分帳、御収納米請取渡米覚帳、人々小扣帳、田方水場表作・田方違作・畑綿違作下見帳、用水人足帳・同算用帳、文政一年（一八二九）以降の用水溝年貢永代帳、田畑位付石盛反割帳、十露盤、蔵米七石余、御蔵鍵ほかの合計四二点であり、組頭に引き渡されたのは年貢・村入用算用にかかわる現用文書であることがわかる。
- 25 A773。
- 26 前掲A772。その内容及び徳三郎が作成した返答書の内容については、当時の徳三郎の知行所運営、及び森嶋家の経営のあり方と深く関連しており、後日稿を改めて検討したい。

- 27 正月二五日〔天野弥五右衛門直書用状〕A1093-4。
 28 年月日未詳「乍恐荒増返答奉差上候口上書」A804。
 29 「嘉永三戌年ヨリ安政二卯年十二月迄 下司氏方到来状之分」A1139
 1。
 30 嘉永四年正月「御用状下書」A1116。
 31 「嘉永四亥年三月廿三日方四月十七日迄 森嶋様江文通并来紙写 割元役
 五郎右衛門」A799。
 32 以下本項での出典は特に注記しない限り、「嘉永四亥年四月ヨリ清右衛門壽
 直御知行所ヨリ御直訴致し候儀ニ付出府彼地方留守宅へ差越候書状之分
 但同九月迄」(A1141)による。
 33 前掲B19-1。
 34 嘉永三年一二月「御勘定帳」B279、同年同月「戌御物成御勘定帳 上
 方四ヶ村」A90。
 35 前掲B19-1。
 36 この書状はA1141に綴り込まれたものである。
 37 帳面の取り調べは後述する形勢の変化に伴い、六月二六日に中止となった。
 38 「嘉永四亥五月在府ニ付下書并到来状之扣 森嶋氏」A1142。
 39 嘉永四年七月「乍恐奉願上候口上書」A788。徳三郎の江戸出府中日記
 (「嘉永四亥年四月廿三日 日記 天野弥五右衛門家来森嶋徳三郎」D25
 1)によると、七月一六日に「京都二条役所江差出し之義御不承知」と却
 下されている。
 40 亥八月二三日「口上」。A1142に綴り込まれた横帳である。
 41 前掲A1142。
 42 天保六年(一八三五)に清右衛門は領主天野氏に御手元臨時手形証文入と
 して銀九貫六七三匁五分を用立てたが、嘉永三年時点で六貫五百匁の残金
 があった(「嘉永三年一二月「戌御借金帳 上方四ヶ村」A91)。
 43 前掲B19-1。
 44 「嘉永四亥年四月ヨリ同十月迄御知行所直訴一件出府中 国元より来状分」
 A1140。
 45 前掲B19-1。
 46 徳三郎の出府中日記の十月四日条に「御達書相認メ候事」、同八日条には「此
 度御達書兩人御目通ニ而御下ケ、大原御両所・用役市川立会」との記事が
 あり、(前掲D251)、この掟書は徳三郎が書いた可能性もある。
 47 嘉永四年一月「四ヶ村御払米入札村役立会帳」B65。
 48 「弘化」二巳年正月ヨリ嘉永三戌年迄 下司氏江書状差出シ控」A1131。
 49 前掲B19-1。甚左衛門はじめ大住村南株の村役人は、嘉永三年一二月

の江戸直訴状に連署はしたが連印はせず、翌年の再願の際には徳三郎側に
 付き、割元五郎右衛門が賦課しようとした江戸出訴の入用負担も忌避した
 ので、五郎右衛門及び願人側に問題視されたのかもしれない。徳三郎は六
 月二六日付の下司嘉兵衛への書状で事情を説明した際、「何事も彼株之落度
 二致」と述べており、甚左衛門の虚言が事実かどうかは不詳である(「嘉永
 五年正月ヨリ「下司氏江下書」A1133)。
 50 嘉永五年正月「日記」D1492。
 51 前掲B19-1。
 52 前掲島津論文参照。
 53 前掲A1140。
 54 前掲B19-1。五郎右衛門の一件当時の所持高は不明であるが、江戸出
 府中の嘉永四年五月に、彦兵衛が大住村北株頭百姓惣代として五郎右衛門
 の不正を訴えた願書では「同人儀纔之年数にて百石余之身上ニも相成」(「乍
 恐奉願上候口上書」A792)と百石所持と述べている。また本一件から
 一五年後の安政三年(一八五六)には、五郎右衛門は隠居分と合わせて四
 六石九斗九升六合四匁と、東株内で最大であった(「嘉永七甲寅年ヨリ安政
 六己未年迄六ヶ年分 八番御用諸留帳 森嶋清右衛門」B22-1)。
 55 嘉永四亥年中「御用状到来」A1093。
 56 前掲島津論文参照。

嘉永四年（一八五一）旗本天野氏上方知行所村々江戸直訴一件について
 (富善)



【図】 旗本天野氏上方知行所村々の分布
 (明治21(1888)年頃「京都府全図」『京都府の地名』(平凡社, 1981年)より作成)